貞丈雜記

八之下

ワ3
6592
16

一行燈(アンドン)の事古ハ夜道を行く時持つ燈也されバ中〻ともしびなき之
鎌倉年中行事ニ鎌倉殿（足利殿の代也）正月出仕管領の亭へ参り
なふ行列を記して續松(ツイマツ)二丁行燈一ツもたせへしと有り續松ハ
たいまつ也行燈ハ今の世ニて用るはんどん也右ニ云ごとくあん
どんハ昔ハ夜道ニ持ありて其後ニと称す物ニハあらず其後ハ
燈臺(トウダイ)を用るハ古風也又燭臺(シヨクダイ)をも用る之 ちよくだいとも云とうだいとも云同じ心之

一燈臺(トウダイ)ハ木ニて作りうるしニてぬる白木ニも有る之形ハ燭臺の如
く也但油盞(アブラザラ)を置く所と下の臺ハまるの形ニして二つあり
高ニ有る之条〻此書ニみえあり燈臺ニハ油火をとぼす之燭
臺ハ本式也燭臺ハ略儀之らうそくハ略儀也燈臺略ぬ庵

號 6592 16

菊燈臺　上下ともに菊の花の形

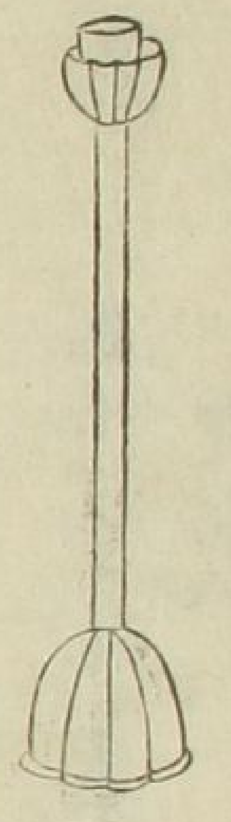

切燈臺　白木にて上ハまるく下臺ハ四方にてめんをとる之座所法式に見

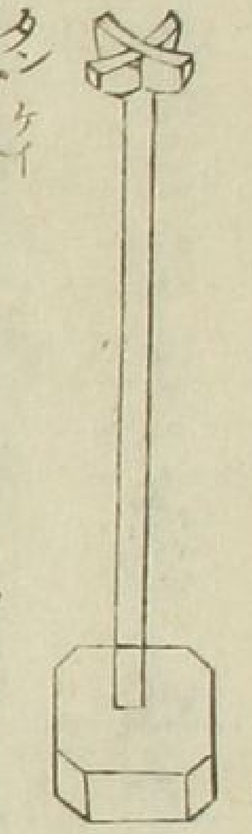

一　短檠（タンケイ）と云ハ燈臺の短きを云之長きをハ長檠と云惣名をハ燈檠と云燈臺のこと也

一　むすび燈臺のこと是ハ禁中にて公事（クジ）　公事とハ争論のことにハ非ず　まつりごとを行ふ事なり　を行ふ時所司（ワカサ）の庭の前にともす燈臺也細く丸く削（ケヅ）りたる木を立鼓（リウゴ）のごとく立て其上にかはらけを置て油を入れ火をともすもの也　絵図左のごとし

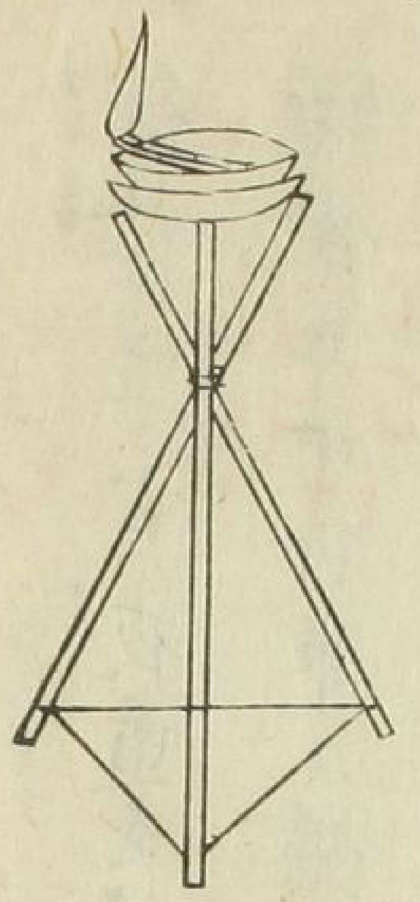

元文大嘗會繪巻物ニハ足ノ張リ繩ナシナキヲ本トスベシ張繩ナクテモ倒レルヿハナキ也

結燈臺寸法　柱の長サ二尺五寸五分ホロ　丸ノ經上ニテ四分下ニテ六分　又ハ上ニテ四分半下ニテ六分半ニモスル也　足ノ開一尺八寸程ノ也

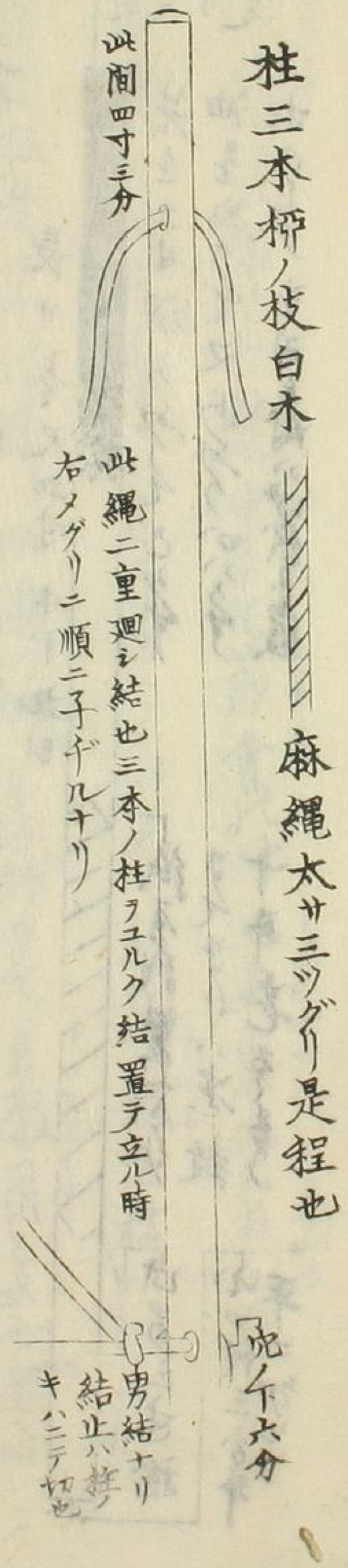

一　脂燭（シソク）の事是ハ座敷の上にてともすたいまつ也これをしそくともいふ也松明と書也婚禮にむかしませの時女房ちそくをさして迎（ムカヘ）に出る也此脂燭を用る也禁裏にて天子夜の出御に主殿（トノモ）寮（リヤウ）といふつかさの役人両人脂燭を持て御先に立也御右に立つ人ハ右にちそくを持て左の方へちそくをなし御右に立つ人ハ右にちそくを持て右の方へなして立也　掬脂燭ハ松木にて作り長サ壱尺五寸程に切てかたさハ徑リ三分斗にまるく

ちそくをハしそくすと云ひれちそくさすと云之儀お拙謹するをくさして送りたる古今著聞集にも脂燭さして送りたり云く　軍防令ノ義解ニ松明ハ松ノ脂有ル者也ト見タリ是松ノヒデト云物也ヨク火モユルナリ

紙屋紙ハ武蔵川ニテスキ出ス紙也スキ返シ紙也色ウス黒シ今ハ無之故杉原ニテウス黒クシテ用ユ鼠色也

削て先の方を炭火にてあぶりて黒く焦すもの也焼て炭にするは悪し
一尺五寸油を引てあぶりてたゝみよし細紙屋紙を廣サ五分斗に
裁て脂燭の本を巻まく是脂の字はあぶるとよむ字なり
松の木はあぶらありて能火ともる也古書には皆脂燭の字を用ゆる
又本を紙にて巻くるゆへ紙燭と書之脂の字を用るもあり
元文の天子櫻町院の大嘗會を行ひ給ひし時用られし脂燭
を或人武志小路殿へ所望して中愛かりしを見しに是は赤
松の木を用られたり總躰の様相右のごとし其色の圖如左

一掌燈と云事は禁中にて節會之時主殿寮の官人片手に
脂燭を持片手にふきを以て持ちのく高く主殿の土器を持て下より
指燭を受けて持来りて殿の階を昇りて主殿司と云女官に
わたすを主殿司受取て脂燭と土器を持て堂上に至るを掌
燈と云 掌ハタナコヽロトヨムなり也 右の土器の中に代りの脂燭を入置也火
の下へ落ぬべき用心に土器を持て下よりうくる也
一蠟燭の事源順の和名抄燈火部曰蠟燭唐式云少府監毎年
供蠟燭七十挺ト見タリ 順ハ延喜天暦ノ比ノ人也 職員令主殿寮ノ令ニ云頭一人
掌供御輿輦蓋笠繖扇帷帳湯沐洒掃殿庭及燈燭松柴炭燎ヲ
○義解ニ云謂油火為燈蠟火為燭也と見えたり令ハ大宝年中ノ令ヲ

養老年中ニ改ラレタル令也蠟火為燭とあるハらふそく也其比既
に蠟燭あり今ハ和名抄すらも以前の書也らふそく上古よりある也
太平記下學集庭訓往来親元記康富記等にも蠟燭の事
見えたれ共略物なる也殿上にハ必油火を用らるゝ也

一 うちおぎとも うちおきとも云物ハ金銀にて花がたなどを作
りたる物也廣ぶたに小袖入る時のおさへにする物也婿入記に
見へたり花の枝を金銀を以て作る也うち枝と云おさへにおく
物故おきとも云也橘の折枝なども有り

一 絹にても布にても四方に廣くぬひつけて物をつゝむを古ハ平
裹といひし也殿中日記などにもひらづゝみの事みえたり今ハ絹にて
ぬひたるをふくさといひ布にて縫ひたるを風呂敷と云京ハふ
くさ風呂敷と云名ハなしすべてひらつゝみと云也又絹
にてつゝむなどいふ事も旧記にありふろしきとハ風呂に入る時
湯殿にしきて湯よりあがる時足をのごふ物也物を包
むに布を縫ひつゞける形が風呂の敷物に似る故風呂敷
といひならハしたる也近世の詞なり

一 香の道具いろいろハ香炉 香盒 火取 香炉に入べき火を入るなり 火筯 也金 香筯
香をたきむ ちゝ之木也 灰おし 銀葉 香たきの事 火まど 忘入 香のたきがらを入る 是ホバかりの
火あぢ 香たきのめしませて つぎをためる物也 香炉の灰をかけて火かげんを見る物也 銀ばさみ 銀葉をはさみ置取る物
銀臺 香をたきてのち銀葉をのせおく臺也 香札 札筒 などの類近代出来し
物也いろいろハ銀葉をバ火ぢかに指をそへておきたきける故

筯(ジョ) 筋(キン)
ハシ スジ
文字不同マギラワシキ故記之

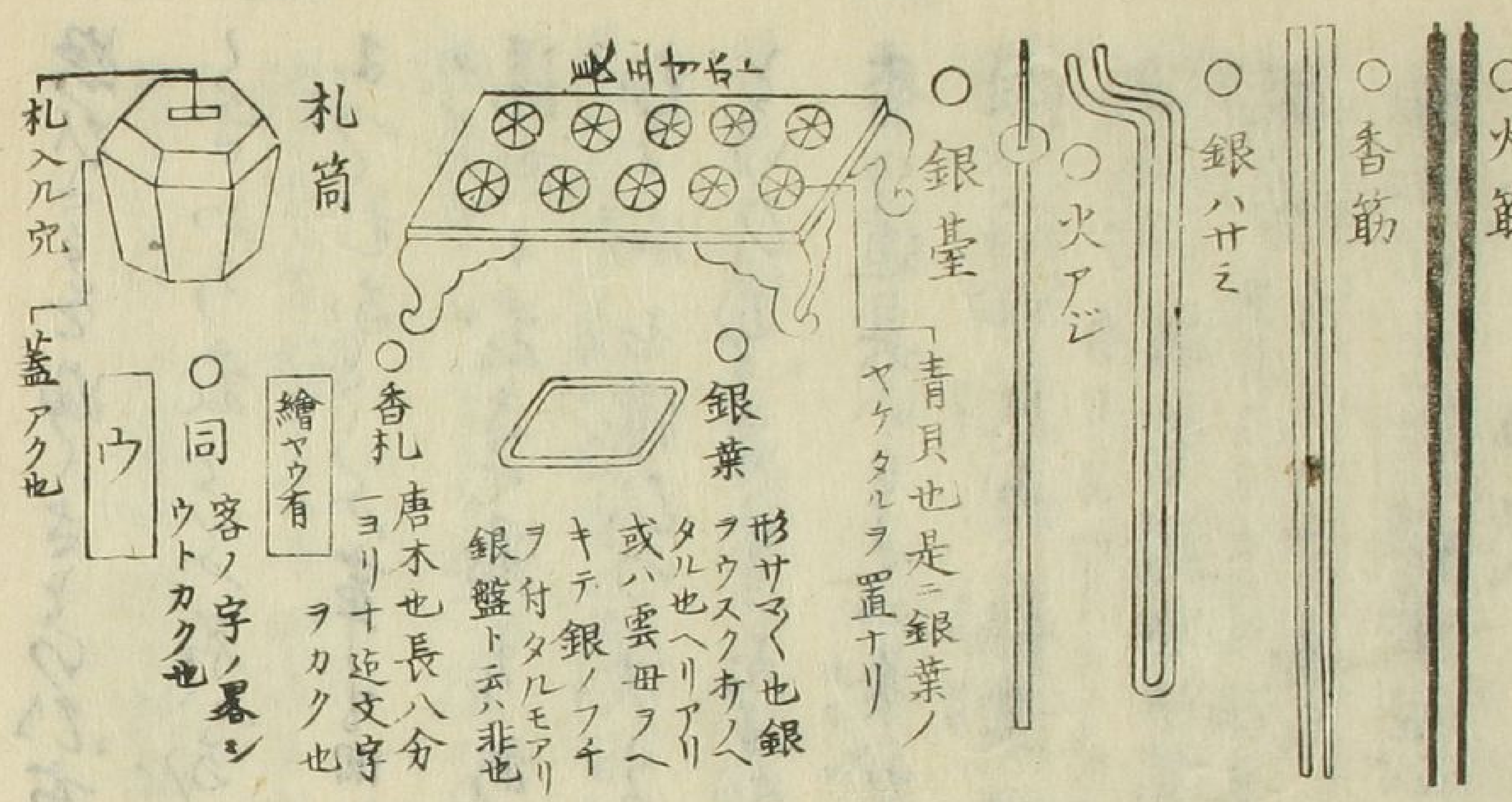

銀はさみもあり十種香も昔より有
し故香札も札筒もありけれども今
のごとく結構にはあらざりしとぞ
當世くはしくなりたるゆへなれども
いまだ見ぬ事もあるものなりあやし
の次第とぞ思ふ人の多く成なん
すべて物事の盛衰古今替りなり

一 香炉(カウロ)の灰(ハイ)四合(シガウ)五合(コガウ)六合(ロクガウ)などと云ハ
桝目の事にてハなし灰のおし様の
事也四方より灰をおしさるハ四合と

香會之事
香炉之事
香合之事
空焼之事
右ハ雑之部ニ記ス
見合スベシ
香ヲカグト云ヲ
言語ノ部ニ記ス

云ふ四方より灰をおしさる也
五合と云ハ五方よりおしたる也

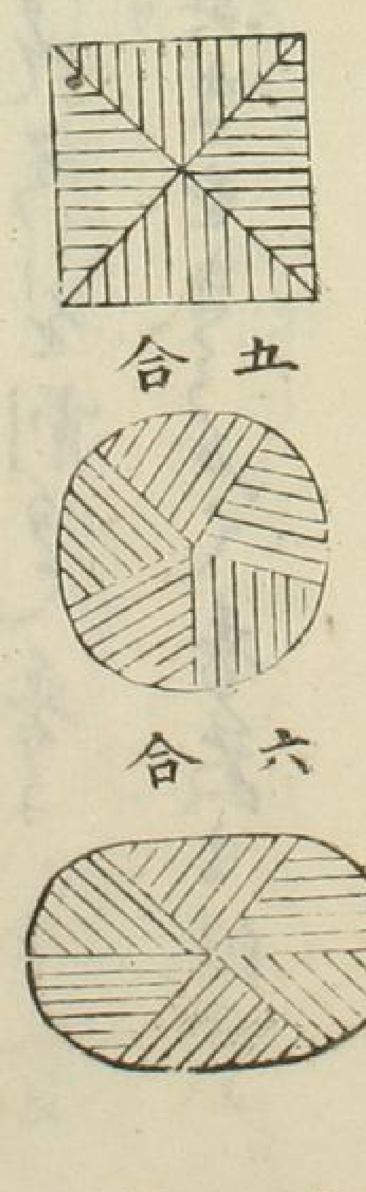

一 香炉(カウロ)に灰(ハイ)をおさめ見ぬのろくしきなるにハあらまぞ銀盤(ギンバン)乃
ちえより香を返りたる時灰をおさむれハ灰のあるの入てと申
何けがらし灰をおせハ香の立くべりたるを云上形ふよろしきなし
いましめハ灰をおすも火がしもてかくを付さるなし灰おしの道具
ハ後に記し出したる物之とぞ香炉の灰おし様表ハひらき形長
ハ扇形秋ハひし形冬ハおさずして灰をかき上げおくと云説
あり此事香の家にハあきざる也志野三郎左衛門宗信(ムネノブ)が説にハ
たる香の書に 八卦(ハツケ)香炉にて

宗信ハ東山殿時代の人也志野流の
元祖也香の書ハ文亀元年の書なり

八卦香炉とハ八角にして八卦の形を付たる香炉あり 香をたく时ハ其季の卦を面にあてゝたてゝ其心得にて賞翫の箸并盆の内罷合同前に居るを好そことあひ四季の灰おしやうあるよし ふかくしるすに及ず

香匙ハ香をすくふさじなり 火筋ハ火箸と灰おし銀はさみなどをもおしくるめて香道具と惣名す 右のはしをさしおけて又香匙火筋を入る筒を香筯建と云本名ハ筯瓶とも云

一 香筯ハ上古ハなし 上古ハ薫物などのみ用ひし故香匙を用し之（香匙ハたき物をすくふさじ也）後醍醐院の比京極佐渡入道道誉と云し人沈一色を焚く事を好まれしも（たき物ハ色々の香を調合せる也 沈もその中にあり 道誉ハ色々の香をませず沈斗）一色を好まれし之（沈ハ沈香 世今の伽羅の事也）沈ハ香匙にてハすくひがたき故筯にてはさみて焚し故香筯ハもしまはし之 此香筯ハ古き杉の木の心の木目の直なる通りなるをもてもしを削る之 香箸ハ金気を忌む也 銀銅真鍮の類金臭きをきらふ也 香炉も沈香ハ銀を用ひずして雲母をもつてする 香炉も手の香炉又内をも日用まりさるハ忌む之 然るに香ばしも杉の木にて作る也 又金の香ばしハまだ見て忌きし之 薫物にハ金気をふるふ也 是香気のためなり之

一 沈の木の品六種あり 是ハ木のくせ之 六種とハ ○伽羅 ○真南伽 ○真南蛮 ○佐曽羅 ○羅国 ○寸門陀羅 是也

一 名香ハ六十一種あり（此六十一種といふハ右に記す六種にそれぞれ名を付るなり）○蘭奢待 一名東大寺ト云 伽羅也 ○法隆寺 一名太子ト云 佐曽羅也 ○三芳野 伽羅也 ○紅塵 伽羅也 ○古木 伽羅也 ○中川 真南蛮也 ○法華経 真南蛮也 ○盧橘 伽羅也 ○八橋 伽羅也 ○園城寺 伽羅也 ○逍遥 同上 以上十一種名香ト云フ也 ○似 一名正寿寺ト云 伽羅也 ○富士煙 新伽羅也 ○菖蒲 羅国也 ○般若 伽羅也 ○鷓鴣斑 色黄ニテ鳥ノ羽ノ如クマタラアリ ○楊貴妃 伽羅也

○青梅也伽羅○飛梅○種嶋○澪標○月也伽羅○龍田也伽羅○紅葉賀○斜月○白梅真南蛮也○千鳥也伽羅○法花伽羅也○老梅伽羅也○八重垣也伽羅○花宴也○花雪○明月○賀○蘭子○卓○橘○花散里也伽羅○丹霞也伽羅○花形見新伽羅也○明石真南蛮也○須磨真南蛮也○上薫○十五夜○隣家也伽羅○夕時雨真南蛮也○手枕○晨明真南伽也○雲井真南蛮也○紅伽羅也○泊瀬新伽羅也○寒梅真南蛮也○二葉伽羅也○早梅真南蛮也○霜夜○寐覺真南蛮也○七夕真南蛮也○篠目伽羅也○薄紅伽羅也○薄雲伽羅也○上馬伽羅也

以上五十種之名香ト云 十一種五十種都合六十一種之名香ハ慈照院殿東山義政公 逍遥院殿三條西内大臣實隆公 志野三郎左衛門尉宗信 此三人談合有て天下の名香廿年一樣に定め置かるゝとぞ云し

めのうの草紙云その流儀にたがふをおそれいれたるの上にたよりたゞのそといさゝかなるを記主すきものなればなし

一 沈と云ハ今も伽羅の事也能き木ハ水に入れバ沈む也しづむ香と書て沈香とよむ也南蛮より渡る壷に入て木をひたして渡る也今ハ沈と伽羅とハ少遠くへだつべし沈と云たる也占城と云國より出る也沈香ハ陰木也伽羅ハ陽木之葉に入て日本に沈香ハ氣をくさく伽羅ハ氣をのがれる物也性の遠ひたる事を知るべし

一 沈のおもとあるハ沈のおほきさを云今ハおもたとも云るべし

一 沈の箱と云ハ沈香を入る箱也二重にして上の重にハ沈を入置下の重にハ沈を挽切る鋸などを入置也箱ハ梨子地蒔繪堆朱青貝沈金あり木抔もあり不定

武雑記云硯箱の筆の数定たることなけれども能書数ハ三本とる不苦いふ事あり於時ハ筆を撒す和哥連歌会席なとの硯にハ筆二本あるへし也如此の外ハ又筆文状木認時ハ墨油の事一對筆を撒し置へし

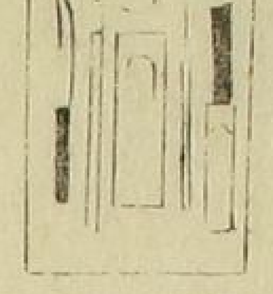

○用害記ニ云

やうし刀右の方へおきを内へしまやへ書するまさる

一 香と云ハ沈の事也今ハ伽羅也花その菓を調合してこしらへたるハ香といはず薫物(タキモノ)と云なり

一 硯箱の筆錐(キリ)小刀などのおき所定る法武ハなきことなれども武翁書札篇に公家武家祈祷供養書写消息官途入部等のおの時の墨摺様図ありその墨摺やう法何人の定めたるをもしらず不用之也古より摺し事をいふ人もなし此僉ハ載(ノセ)られども用ゐる人もなきゆへ三光院内府(三条西実澄公)の御説に筆小刀錐末一所に置時ハ混乱して煩(ワヅラ)ハしきゆへより左の方に小刀と錐を並おけば筆をばおき所なし可能古物の硯箱にハ左て一隅をおもむきなれ四季の硯箱言の硯など種々の蒔絵なし硯なし

能不可用之由見えたり筆墨錐小刀ホ色て墨摺を一所に置なり何の益もなき事也三光院殿の御説のごとく手便(タヨリ)能き様にて置べし

一 硯箱の筆臺(ヒツダイ)と云事婿入記にあり硯箱の内に硯石の両方に細き木をもて筆の軸(ヂク)の入る程いれもくりぬきをあてて置也それに筆をのせ置之小刀錐などものせおくべし

一 木作硯明月記云貞永二年六月三日其次云去春銜硯目六ニ木作ト書何物乎田被銜申云蓋上伏赤木(無文螺鈿)其裏蒔絵ノ硯也ト申果而在之浩感云々 赤木ハ蘇芳ノ木ニテ書具ヲスリ之物ナルベシ ○硯ノフタノ事ハ右ニ見エタリ

一 墨(スミ)の柄(ツカ)の事も婿入道具の内に有り板にて墨の尻の入る程可

今昔物語巻十九云イカケ地ニ蒔タル硯ノ墨継トドモ世ニ似ザリケレハ云ヽ墨継ハ墨柄也

太平記巻廿五南方蜂起ノ条ニ云畠山入道ヲ比宗ニ狐ノ皮ノ腰当ニして金剛しけるをつくしと見え人やまぬかみ畠山狐の皮の腰当まぢけのすゑとぞあざれけり

筆のぬく柄をこしらへ蒔絵なとしたる物也墨継その柄にさし込て
墨をもはさミ手のよごれぬやうにする也

一 かなしきと云ハ物を煮る時鍋(ナベ)をかくる物也鉄(カネ)にて輪(ワ)をして角(ツノ)を
三ツ立たる物にて用る物也江戸にてハおとくと云也今も京大坂
の人なとハかなしきと云也 旧記にかなしきかなわと云あるハ今の誤記也 古ハ足をかなしとて輪を上にして居たり

一 敷皮(シキカハ)と引敷(ヒツシキ)と云ある 敷皮ハ鹿の毛皮にて作る也うらに白布
を付る也又ハ熊の皮猪皮也緒なし敷く時毛の方を上にして敷
也引敷ハ羚羊(カモシカ)の皮にて作る鹿の皮をも用ゆ作様大概敷皮
のことし是ハ緒を付て毛の方を外にしてうらの布の方を腰にあ
てゝ緒を前にて結び腰につけるなり然之皮付布の方ハ
上にあり毛の方ハ地に付也腰の緒をときて敷くとも同じ事也
敷皮引敷の事ハ犬追物類鏡に委しく見えたり 要也

一 ひけめ糸と云ハ女乃髪をさぐる時 とハかしの事也 遠くより 神すゐ髪に三所ひけめを立る也 髪のさげ髪にハあらず今付まくら くしと云物のごとく今のまへ髪の所 ひけめの髪ハ童子髪垂と記すなり 一所付
ひけめ糸ハ下にある物也物にひけ髪を黒き糸にてゆひ
て垂し也其糸をひけめの糸と云也ひけめ糸の上にハ髪の毛
をかくすしけて糸を巻くす

一 ちらひの残と云ハ女の髪(カミ)をくしけづる時櫛につきたる髪のおち
をちらひ入れおくたとう紙也金銭又ハ泥絵の紙に画き此
ちらひの紙を重ねて折る也其ちらひの紙も城殿(キドノ)にあり 城殿

八条の職人也 一生折掛ぬ花と云又ちやうひ茶ともいふなり

ちやうひの紙を入る茶をちやうひの茶と云

○ちやうひの紙

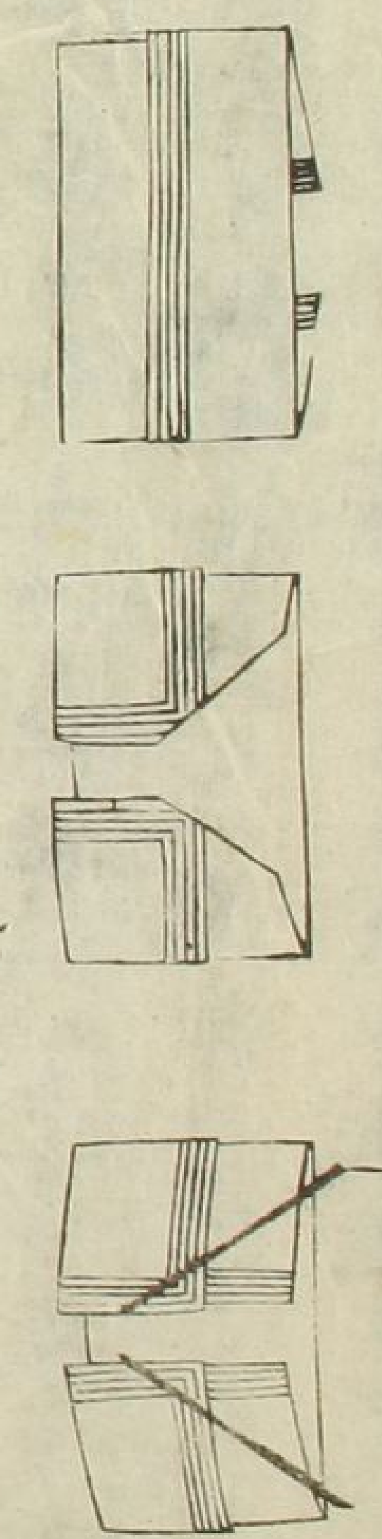

此通りを折紙上の図のごとくなるべく

一 ちやうひすりと云物贈入道具の記に有り麝香をまぜこみたる小き茶碗の様なる物也去り椀もめきものにて何れも唐物也麝香はけちやう水などにまぜ入る也右のちやうひのうつはり外は焼物の茶わんにて内はもみかきたる沈香練まぜ也

禁中元日の節会御即位などの時は犬のこゑをなす隼人の官人犬のまねをして君をまもる事延喜式にくはしくあり

一 小児誕生の時犬箱を作りて小児のそばにおく事（犬はりこともいふ）正にして魔障を退る物也依て犬の形を作りて置也禁裏にて紫宸殿清涼殿といふ御殿の御帳台の中に

狛犬を作り置る又几帳の傍にも狛犬をたてる御簾几帳のおさへに風にめくるまじき為のおもしに用る也栄花物語にも几帳の中のこまいぬの目みえなどあり又源氏物語枕草紙にも有天子御即位の時（御即位とは天子の位につき給ふ事也）承明門といふ御門の左右に狛犬を置る也是皆悪魔を退るの為にて置る也其用は門の扉を風にあをらせまじき為のおさへにする也狛犬といふは唐犬の形のごとくにて尾などは唐獅子のごとくに作る也されども狛犬を置る也こま犬といふ事をあやまりて犬はりこを小児の傍に置る人ありあやまりなり（小児の魔をおそれて置く時犬の字をかくといひてもあやまりなし）かくも狛犬の心あり

栄花物語日こまのおもの几帳のそばのおしころもきぬのふきもおそろしげにて

こま犬の絵図文安御即位御調度の図にアリ見て考べし

狛犬ハ兕ト云獣也トゾ一角アリ

一 擲巾と云は織物にて縫也紺掛赤乱箱の下に敷也将軍家の

服記にある櫛巾(クシキン)乃図　将軍御元服記云御櫛巾長六尺横三尺六寸両面絲織色黄也御紋菱裏板引フシカ子染也

此図類聚雑要抄ニ見エタリ

櫛巾長八尺弘廿二幅固文(カタモン)綾下ハ染裏
濃打物凡櫛筥具也櫛筥用時用之
加冠用時十二疊シテ打乱筥蓋ニ置之

如此四方ニ五色ノ糸ニテ上サシアリ此事雑要抄ニハ見エズ書落シナルベシ

髪の具を置るに必櫛巾の上におく也下に敷く也櫛巾ハたゝみて打乱箱に納む之右泔坏扈坏同蓋櫛巾等の寸尺将軍家元服記とハ違ありける時の事も時代にもより家々の伝来にもよりて一定の法ハなし先大概を知て宜敷に随ふべし

一 水引(ミツヒキ)ハ紙捻(カウヨリ)に糊水(ノリミヅ)を引たる故也糊引の紙捻といふ事を水引と云也色ハ白し進物などに結ぶにハ染たるを用

一 薬器(ヤツキ)といふハ唐土にて薬を入る器(ウツハ)也法ずのぬくもりにてつゝまあり堆朱(ツイシユ)などにしたる物也袮り薬を入る器ゆへし又帰花(カヘリバナ)の茶器と云ハ 如此なる形を付る云花びらのそり返りたる形ゆへ帰花と云

一 盆(ボン)香合(カウゴ)印籠(インラウ)薬籠(ヤロウ)茶器(ヤツキ)などの堆朱（堆朱ハ幾目に筋あし）まさ頸ある堆(ツイ)ハうづたかくもりそのしたよむ字にて朱漆をあつくぬりて絵様をうづたかくもりあげたる也〇剔紅(テツコウ)と云ハ二海也の子水雲(ミヅクモ)菱(ヒシ)輪違(リンチガイ)などありて上ミに人形屋(キヤツヤ)祥(ツイ)花鳥(クハテウ)などある色赤し〇堆紅(ツイコウ)ハ色赤し手ぎわのよくあつくとありて赤黒めに黒き筋あり〇金糸(キンシ)ハ色赤し赤黒めに色々重ねの筋(スジ)多く手ぎわのよく厚し又色黒き

赤なり上にはりめを出し黒金糸と云○紅花緑葉ハ花を赤く枝葉を青くぬりたる也○桂漿ハ色黒しわりめに赤き糸の筋あり又二重にも三重にもぬりたるあり地紅の桂漿と云也地ハ黄漆也○犀皮ハ色黒しはりめ廣く浅く赤き色あり色の様に見ゆる也堆烏ハ桂漿のぐりぐりまでぐりぐりとハ ぬきはりき地の黄漆之を見せ地も黒し○堆漆ハつい朱堆紅のぐりぐりに見えて是も地の黄漆見えて地も赤し○剔金常に日本にも多し𤥨瑁蒔絵也

𤥨瑁ハ今ノ世ニベツカウト云物也櫛笄ナドニスルナリ

𤥨瑁蒔絵トハ金トかなトヲ交テ𤥨瑁ノ文ノ如ク色トリタルナリ

右東山殿御物の荘厳を記すに見えたり

グリグリ 曲々ノ事当時ハグリトバカリ云ハ俗語ナルベシ香盆或ハ根付ナドニ多クアル也

一 緒太と云ハ藺の草履也常にぬくの紙緒のさうりの緒を太くしたる也其中の尖き所を三寸廻り程にしたるを武正の装束着しる時もくざうりの緒太をなのげくとも藺金剛とも藺履とも云之女のもくハ緒細き也

うらなしと云を本名とすべし 野宮定基卿の説に[illegible]

一 げくと云ハしべの草履のこと

一 あんだうと云もしきのうらの事也

一 女ハおげくをはく之緒太をはき男もはく也

一 尻きれとハ尻切と書く革にて作りたる是は物之道のためのため時もはく物也今の世に雪踏と云ふ物ハしりきれをよく似せる物也雪踏ハ千利休の始めしものと云近代の物也しりきれハ昔よりありし也しりきれの形如此

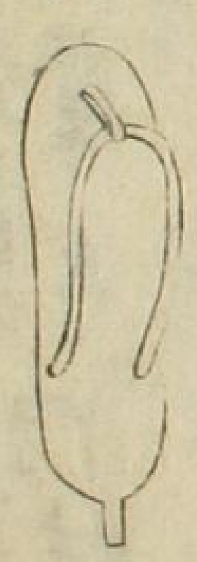

檳榔毛ノ車モ蒲葵ノ葉ニテ作ル也
御即位ノ時綾繖笠モビレウニテフクナリ

○うらなしの事
鞜太とも云 あさぐつを きくはすは 白びのゆき ちきなへ鼻 緒め也

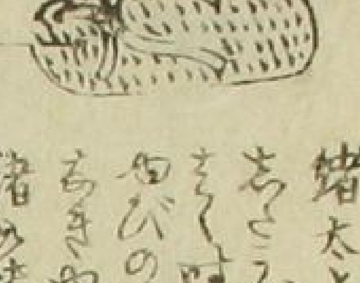

つまさき出来へ入る
蒲にて作りたる きるてんぞうと しく

一 檳榔の裏無のこと太平記巻九 主上上皇御沈落ノ条に 門主ハ長しと踏垂 さる長絹の御衣に檳榔の裏無を被召云々 長絹ハ絹の名也古ハ有て今ハあまき絹あり
檳榔ハ蒲葵とかく木のこと 上古ビリヤウト云文字知レザリシユヘ 檳榔ト云字ヲ借リ用ヒタル也本字ハ 蒲葵ト書也檳榔ハ別ノ木也子ハ菜檳也
木の形も葉も棕櫚のごとし葉ハ志ゆろ よりも長し白く枯せバ菅に似たり其葉にて作りたる草履を 檳榔の裏無と云之裏無とハ裏のなきを云事也結太とも云野宮宰 相定基卿ノ云結太是俗名にて上古ハ裏無と称し檳榔を用事し 観應二年四月四日の園太暦に所見にて今ハ棕心草を編て作りしと云

一 鴨沓のこと公方様御成ノ時沓馬上沓ノ事をめさせ可申との御沙汰ありめ させ申候ハ木にてめさせ申とあり鴨沓と云ハ鞠

あぞの時も用ゆる物也其形ゆるやかにて沓の鼻先を丸く 作たる物なり馬上沓などのやうに鼻先をつまみて左の圖のごとし

鴨沓之圖

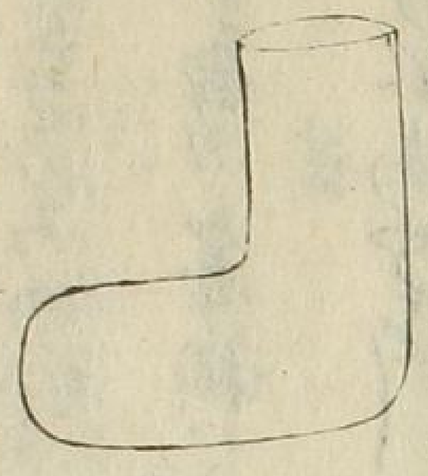

親長卿記云明應五年二月廿一日親王御方御鞠 張行親王御方萌黄御水干御葛袴今出鴨沓

堀川百首惟明親王 こゑの池に おりゐる鴨の くつのかたちならぬ 沓のあともさある らん

一 馬上沓の事也 給ふて貞知天正記云此ところをハ右よりむきさけて馬の時の沓を バ左よりむきさけ云々 き馬の沓ハ馬上沓の事也

一 流鏑馬のときは切を乃ハ矢をとる小刀也流鏑馬ハ流鏑と云事之五音通ズ二本 一対の物之双の刃の長サ三寸五分許也柄鞘あり唐木又ハ漆 ぬり蒔絵などもあるべし寸法ハ定まらずあし二本の内一本ハ右の物 右刃ゆへ是右の矢を取之一本ハ左刃なる是左の矢を取之

一蒲団(フトン)と云ハ僧達のもちゆる蒲(カマ)と云草の葉にて円(マロ)く組たる物
也蒲団と云之今の世褥(シトネ)の字を蒲団と云ハあやまり也
一円座(エンザ)ハ蒲(カマ)の葉(ハ)を以て平(ヒラ)く組たる物也蒲の葉にて円(マロ)く
組む故蒲団とも云也是通例の円座也此外ニ公家にて用
らるゝ円座と云物一種あり雅亮装束抄ニ云円座ハ茵(シトネ)
手のやうなるものゝまろ(丸)くして縁(ヘリ)ハくゝりのやう也大納言ハ
むらさきいろのかうらい(高麗)のもん(紋)したる縁也中納言ハうすきかう
らいの縁宰相ハき(黄)なる高麗の縁をさしておもてハこも(濃)
のやうにあや(綾)をしてこ(赤)うら(裏)をつけたるこれをゑんざと云(余略)
なり云々 貞丈云此円座も形ハ丸くして表ハ薦の敷物
薦表をして高麗の縁をさしたる也

一わらうだとハ円座の事也枕草子に(此草子の内所々にわらうだの事あり)わらうだなど見えたり
云と見えハ蒲(カマ)の葉の円座なるべし(わらうだとハ草の葉の事を云なり大蒲などの葉のかれたるをわらと云)
あしその事にてくみ作りて物のしきの様なれハ
わらうだと云を詞にハわらうだと云れ
一桶(ヲケ)と云ハ細(ホソキ)き板を丸くならべて竹の輪(ワ)を入るゝもの事を云なり
らずこのやうな桶及び桶鼓桶弦桶の類ハ皆まげ物也まげ
物をも桶と云也
一桶の訓乃をけ延喜式(大神宮式内匠寮式等ニ)麻笥(ヲケ)ト書り上古ハ竹ノ輪ヲ入
ざる桶なし曲物(ワゲモノ)を用ゆまげ物麻(ヲ)をうみて納る麻笥(ヲゲ)(田舎詞ニヲゴ)
(ケト云麻小笥ナリ)ニ似たる故水麻笥(ミヅヲケ)なども書て有り麻糸を納る麻笥
より時用ひたる名也職人歌合(甘露寺親長ノ作明応年中ノ人也)の絵(土佐)弦ハ

光信筆に檜物師がまげ物作る絵を画たる傍の詞書にもおけにも
これハこよなき大なる何のためにかつらへ給ふやらんと有り是湯桶
まげ物を用ゐる事を知るべし同絵に酒造る事を画たるにハ竹
の輪を入たる桶を画たり是ハ樽也

一 袋と云ハ布帛などにて縫ひたるものを云に有弦巻
の本名ハ弦袋と云ものさし入る箱を尺袋と云鷹の戸
を入る所を戸袋と云鷹の餌袋ハ竹籠也公家の近衛の
官人の腰に付る魚袋といふ物ハ箱を鮫の皮にて包み金銀
にて魚を作りて付たる物也何れも縫たる物にハあらざれども袋と云也

一 うるしぬりの器にいかけと云事有り金泥にてぬる事也沃懸

夫木集に源仲正
おもしろや風のまきあげてこそのれて
……いかけ地

野宮亭羽曳基説云蒔をくし金
いぬりに秘を
いかけ地と云法

と書ていかけとよむ也 イツカケト云ハ職人 イカケト云ヘキナリ 沃の字ハそゝぐとよむ也
そゝぐとハ水などをかくる事也金泥にて塗る絵に金をそら
かしてそゝぎかけたる様なる故いかけと云也水などをかくる事を
古ハいかけと云し也 枕草子に白き衣のいかけさせたるもいとよしと
有り又源氏物語まきはしらの巻に 火とりをさへさといかけと有り是にて知る
べし 太刀のさやにも鞍にも手箱などの類にも沃懸地と旧記に
ある八地を金泥にてぬりて其上に蒔絵などにいたる也 けふ今かひと八金の まきゑのごとく
沃懸地を今ハ多くあれ地と云之 箱のまはり香盒のまはりなどに金泥ぬりたるをいかけと覚えたる人あるの
さぞの金泥ぬりを云にハあらず沃懸とハ金泥をぬりて蒔絵の事なり

一 ゆさんハ輿などにかくる布ひ之唐櫃などにかくる布ひ之本ハ雨をふせぐ

為す布の単に油を引故油単といふ也後世ハそれにあぶらしみて
油を引ざるをもゆたんと云之是故実に一番御物ゆたん赤服子に桐の丸を縫又
御条内の義式云御物十荷唐櫃のゆたんかけて左右を行述云々是
等ハ油を引たる物にハあらず清少納言枕草子 ちるかあるおと云所 蒔絵さうし
と云人禁中まて燈臺の油をさすとて燈臺の下に敷たるゆた
んの端をふまへたれハ新しきゆたんなれバあぶらけあるゆへ志たうづ
まといつきたるを志らずしてゆたんを引ぼりてありきて人すとら
されしゆたん乞らわ此ゆたんハ布に油を引きたるゆへたちまち油を
ぞすなハちさき燈臺の下にゆたんをしきて志つのまゝ之

一 雨皮の事 物具装束抄云 車搨下簾等ノ条下ニ 雨皮之事 面練裏青塗之

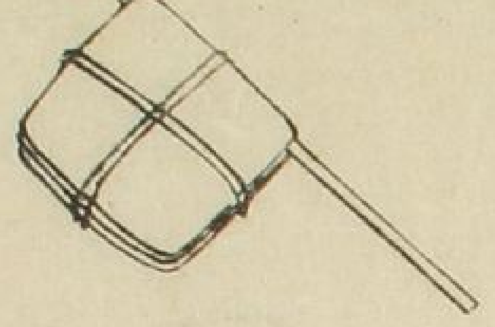

海人藻芥云雨具之事雨皮生絹ヲ浅黄ニ染用之與車同シ但不有大小也張筵車ニ用之者也

補 春日權現驗記之雨皮之図

差油裏白生絹近代面裏練之薄青染不差油為尋常云々
公卿以上僧綱用之張筵殿上人以下凡僧用之○貞丈云右雨皮
ハ車ノ雨覆ノ油単也古書ニ参内ナドノ行列ニ雨皮持トアルハ右
ノ雨皮ヲ持ツ役人也又謡抄ニ云雨皮欣箱ノ事雨皮ハ厚紙ヲ
四枚つぎて油を引也先達ノ名を書付て山野に張て宿する也
笈子ハ是より小さき也形箱ハ経佛具を入る箱也密函と云
也長サ壱尺八寸横六寸深サ六寸也壱尺八寸ハ十八界を表ス六
寸ハ六天を表ス又六寸ハ六波羅密を表ス○貞丈云是ハ山伏ノ雨
皮也惣テ雨皮ト云ハ雨降ノ用意ノ油単ノ事也根本ハ毛皮ヲ
用タル故雨皮ト云フ歟

一八足の事年中恒例記六月晦日水無月祓の条ニ云齋藤将監仍庭上ニ祗候ㇾて御八足并御幣アツカヒ申也云々八足と云は八ツ足を付たる案也八脚の案ト云物也禁裏ニて御神事の時神へ供へある物神酒ニ外盛り物を載スルつくゑ也形左の図の如し

八脚の案
白木也
元文大嘗會ノ記ニ見タリ

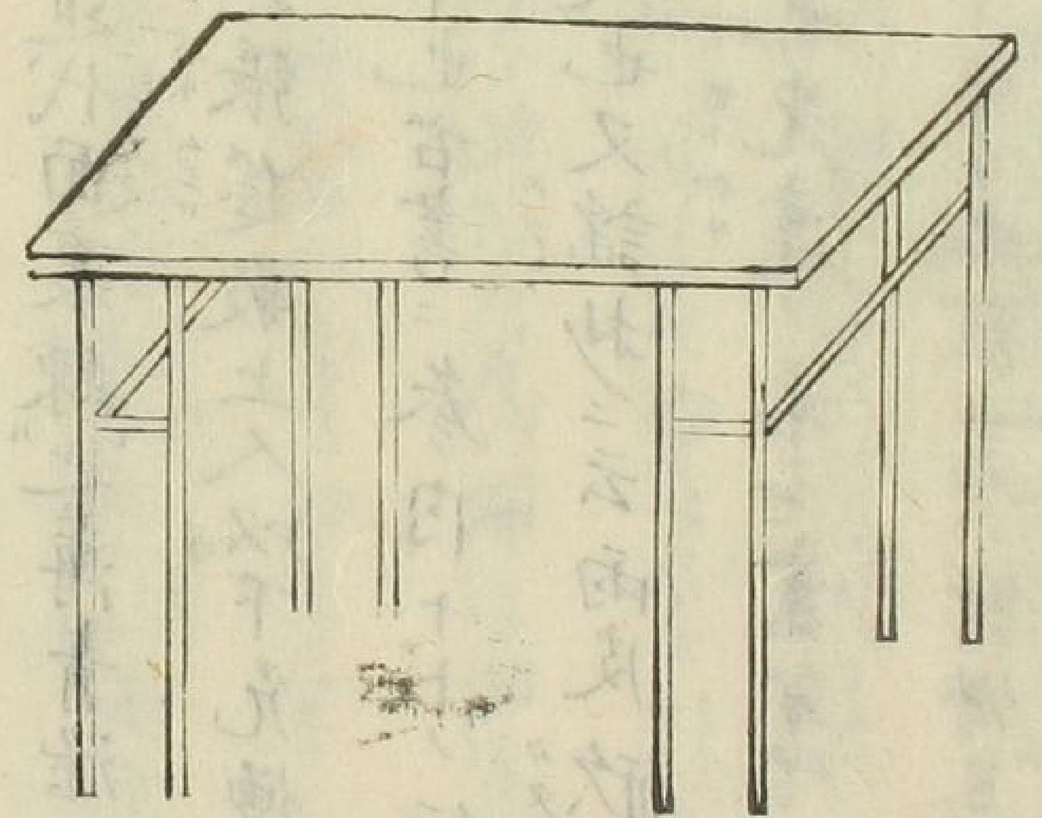

一覧箱と云物ハ宣旨を入る文箱也源平盛衰記巻三十三頼朝征夷将軍宣旨関東下向之条云累葛箱ニ奉入處の宣旨袋を請取なんと左右の手をさゝぐる中略覧箱の蓋ニ砂金十両入て返ス云々按ニ覧箱ハ藁葛を以て作りたる箱なるべし右の本文ニ累の字サ寇なるべき

一傍官の誤歟

一焼石と云ハ今の温石の事也源平盛衰記巻四十五二位禅尼入海之条女院ハ後れ奉らじと御焼石と御硯の箱とを左右の御袂ニ宿しの身を重くしてつゞきて海ニ入せ給ひけるとて
温石といふ物唐の真の温石ハ自然と温なる物也と云その物無之故石を焼て用ゆる也

一物の袋などの端鐙の小手の端なとにさしたる通りを照るるの也

近代の事之さしつりをさしつへいとすいる也　古ハあせ組綫ある之あせくミとハ糸を
あらべてさして今さく有綫くのけさるすめくまする也たとへバ

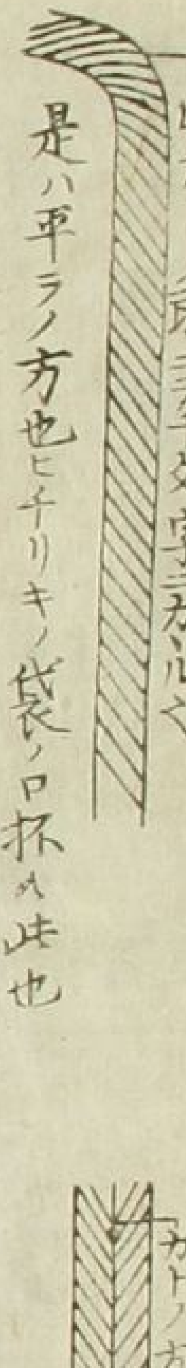

今此さく通りハあせくミの略也此あせぐミハ一色の糸ニても又
かるくまて色をかへても成る也糸の色ハ定りたる事なし五色
を交へるも有　鐙の胸板(ムナイタ)照楯(ワイダテ)などのあせ組是也

一　縫(スヒ)め付(ツケ)　今ハ切つけ紋と云　の紋のきさもくは左よりと右より此糸を並べあせて
とぢ付るを今ハぢやきらふせと云之これも古ハあせ組と云し也
ぢやばらふせハふせぐみを略していふ名也

一　からぬひと云ハよりたる糸にて紋をぬひめぐらすよくよぎる糸にてぬひ

半さるて又ぬひものゝとりあまり

一　唐櫃(カラヒツ)　昔ハと云に二品あり長からひつと荷(ニナ)ひからひつ川之長からひつハ唐
長持のごとく長し是ハ一つを弐人してかつぐ之荷(ニナヒ)からひつハ今の
ものの大きさ程し是ハ二つを持の両方にかけて壱人して荷(ニナ)ふ
也何れも唐櫃にハ足六本有り其形(ヨヒ)の足のごとし　小細工にハ何れもかくのごとし

一　土佐国安芸(アキ)郡東寺(ヒカシテラ)ハ弘法大師開基也其寺に大盤若経を
荷(ニナヒ)唐櫃(カラヒツ)に納めたり其唐櫃寸尺如左

唐櫃などの定まる寸法なしされ共大概の積りハかくのごとし

○ 外ノ横壱尺八寸　組めんとも　○ 同深サ弐寸六分　組内ノリ
○ 身ノ惣脇壱尺壱寸壱分　○ 高サ壱尺五寸八分
○ 足　高サ壱尺六寸八分

罌粟赤漆也春慶塗のやうなるをかきちやうめんなりといへども古ものと云

一 唐櫃(カラヒツ)には何れも梓通しみな金物ちきこ縫を以て梓らぬくげ付るなり
かれどもあやうきゆへ中比より金物をば不用也近年は此類あれども
黒ぬりには金物の梓添しあるはあらし

一 あこ笠も古よりある物也義経記関東より勘解房召ルヽ条に云侍一人をさゝる
も具せずして腹巻(ハラマキ)をのうにあこ笠といふ物うちきて方事を乾して
おいしまにと云是義経の事きこえし又源平盛衰記十九の巻佐々木馬を取下向ノ条に云腰(コシ)
巾(キン)ゆひて笠を兼勝の刀に太刀うちきて云是ハ佐々木高綱ノ事也

一 婦人(フジン)の笠(カサ)に市女笠(イチメカサ)と云物あり古画なるへし八海人何れも
衣(キヌ)をかつきてうすきの上に此笠をかぶりさる絆也此笠なりても

此図子首ノ物也

頬をかくすものなし

一 矢立(ヤタチ)の硯の事源平盛衰記卅五ノ巻範頼義経京入ノ条に矢立の硯をなさて
宇治川の先陣と剛の者とを次第附らるに源吾(ニ)行ぶ穏倉殿へ見参(ゲンザン)
に入べしと云て又太平記にも云匠壇(ヒキダ)妙玄(ミヤウゲン)鎧(ヨロヒ)の引合せより矢立の硯取出
し筆をひらきてこれをかくと云て又平家物語にも云覧所ハ箙(エビラ)の
わきぶてより小硯畳紙(タヽウガミ)取出しと云て矢立の硯と云ハむかしハ小硯を
箙(エビラ)の矢のうしろにさしたる故の名也それを懐中にする
事本の名によりて矢立の硯と云之今時も懐中の墨筆を矢
立といふハこれより出たる事也

矢立ト今云ハウノサ
アノ胡籙ノ形ニ似タ
レバサハ云フニテモ有
ヘシ筆ヲサシヨクサテ
ノ矢ヲ立シニモ似タレ
ハ旁カク名付シナル
ヘシ
太平記巻三十五段基
イトミナニトダニクレテヨ
ミカ子給ヘルケシキ見ル
人袖ヲヌラサヌハナカリ
ケリ硯ヤアルトノ玉ヘハ
ヤタテヲ御前ニサヽケ
ヌクバ硯ノクチナル小
刀ニテビンノ髪ヲキサシ

押切テ北ノ方ノ文一
兼又人引返シ云〻

一 道具と云詞ハ其家〻の家業ニ用る取物を云之也たとへハ儒者ハ文学の為ニ用る机硯筆文臺筆架文匣の類ハ文の道の具也武士ハ鎧甲鎗長刀弓矢太刀ハこれ家の類ハ武の道の具也出家ハ念数拂子鉦鐃鈸の類ハ佛の道具也大工ハ鋸錐手斧なとハ工匠の道の具也此外准知へし されハ武士の詞ニ道具といふハ武器の事也武士ハのこぎりかんななどの類をバ道具と云まじき也大工道具抔とハ云へき也此外おして知るへし

一 道具の蒔絵金具なとの紋ニ唐草を用ゆる也から草ハ唐の草といふ事にてハ無くからみて草といふ略語也草のつるのからみ付たる形のなきもからみ草也本字ハ蔓草と書へきなれどもからと云詞ニ附て唐の字を用る也

一 まちあしと云ハ出来合の足駄をいへりまちハ待の字也兼てあしだを作り置て買人を待つ心也町の字を用るハ非也すべて出来合の物をハ皆待の字を付ていふ事古の詞也まちかたなまち鎧まちさやまち具足なとゝ云也武具の部まちのかたの所見合せへし職人盡歌合乃歌○このあはれなるひとりはたりふとかしこえぬまでもとめる月のげ○この意ハ待ちさやまきさの庭もまのこゆる人のこぬ身をいかゞせん○志のびあすはなとくをいつでつまゝし待ちひさし色のせずくみしなや○夫木抄の歌ま蕉鎮於為○まちひまつさきのいれてまちかしき世をこそ道

をあやまりとぞ見る　右いづれもまちと云ハ待の字也買入を待之町の字とおぼゆるハあやまりなり

一 古書にあぶらつきと有るハ油杯とも油盞とも書て燈の油を入る油皿也あぶらつきのきの字をみてすむべしまるハ非なり

油次すてハあぶらさし　油を入る瓶をハ油滴とも　あぶらこのひとも云

一 硯箱香匣手箱ハ外蒔絵の絵様にあしで書と云事あり葦手と書之香包の紙などにもあし手書をする之有しでがきとハ古哥などを出しハ文字を絵に交て書之たとへバ○ゆしびきの山さくら戸をあけおきて我まつ人を誰かとがむるといふ歌を出しハ庵のごとし又ハ詩などを書しるも有り

一 あかきとぞ云ハ衣服をかくる竿の事也夫木抄の歌に○慈鎮和尚 あきぞかはるあかきの枝にかけるわずのたびかさなるばやあさづのいそまで○能因 あしびきのぬれぎぬかけみるはべの松であかきなりける○源兼昌 ぬれころも今でもあかきにかけてほす

かくのごとく歌の心を文字と絵をと交て書ちらしありちらし拾書あまた法式などもありきまりあることあしでハ逍遙院内府実隆公の五月雨記にみえたり

くづきしてなりすさのあめ人 以上夫木抄にえらり 按するに
祠の助そあまり風吹つ風秋つおなどの ハとそ服部の服の字すて衣服之つき
きとハ木すても竹すても用しるなり服をかくる木なる故ちのきと云なるべし

一 火打そ火を打出して其火をうつし付る物を今もほくち
とと云 古ハほくそと云し之夫木抄六帖題衣笠内大臣の歌に
〇打出も火うちの石のほくそあらく何まもつらぬ我身なりなり
ほくそあらくハほくそあきと ほくそハ
火くちもそほくちあつて何まもつらぬく

法門跡座主法親の事を云已き門跡其時官ホより下の方へハちやん因ち やきんの皿を用ゆきし

一 茶碗の物といふハ古書にあるハ磁器の事也磁器とハやき物の道
具也茶碗ハやき物なる故なりあへてやきものをちやわんの物と俗に
いひし也 今江戸まてやき物の事をおしなへてせともの
いふは瀬戸焼すあらぬ物をせと物といふべし 茶碗の香炉など
どと云も皆やき物の事也古今著聞集巻五和歌の部に女房のもとへ

師子のかたを作りたる茶碗の枕をたまふとてあるも 獅子の形を
作りたるやき物の枕也又仙傳抄に 三条殿の出立花の法を云 ちやわんのくそびんを
ちやわんの臺にすへ盆にはそへらハちやわんの卓なんど
此らハ木をて或ハせんばんまくまでもよ紀之云々是又やき物の花瓶
や香炉の臺を云之又将軍義輝公三好義長亭へ御成之記に三具
足香筋火筋香合卓香にのる茶碗の三具足也云々是又
やき物にて三具足 霊亀の燭臺 花瓶 香炉 抔作りしを云也

一 器物の飾の紋に猪の目を用るは ♡是ハいのはいの字 ♡ぬ此
あなたの形に似たる故いのめと云也目とハ穴の事也何の故にいの目を
用るぞといふに ♡是ハ火の形也火ハ大陽也依て稀にもちゆる

或説ニ猪の目乃形也と云ふ然れとも猪の目ニハ似さる事なり又
一説ニ印の目也両手の大指と大指人さし指と人さし指合せ◯
如此なる形をなすハ日輪の印相にて摩利支天の印也云々用ひ
来りし事 古人の物に名付るハ浅く近きことを以て名付るなり 後世の人ハむつかしく深き理を考へて名付るなり

一 昔の車小刀の柄墨の柄其外の器にもさる事といふ金物を加
ふる也其形 如此也さてのちをいふハさるの事をくぐちと云ことを
略したる詞也右の金物の形さるのくちを開きたるに
似たる故の名也應仁記ニ花御覧 寛正六年三月花頂若王子大原野ニテ東山殿花見ノ事ヲ云也
ノ結構ハ以二百味百菓ヲツクリ御前ノ御相伴衆ノ箸ヲバ金
ヲ以テ展之御供衆ノ箸ヲバ沈ヲ以テ削之金ヲ以テ逆鰐口ヲ
カク云々 岡本記ニ鞍ニ逆鰐口ヲ入ルト云ト見タリ是ハ鞍橋ノ爪先ニサカワニクチヲ入ル事ヲ云古画ニ其躰見エタリ

一 羚羊皮にて作りたるむながいをかもしゝと云之又褥と云字の音ハ
にくとよむ也羚羊皮ハ褥にある故羚羊の事をにくとも云也
拾遺和歌集雑の部ニ云能宣ヵ車のかもをこひにつかハしける
まをするに侍らずといひて侍りけれハ藤原仲文○かをさして馬と
いふ人ありけれハかもをもをしとおもふなるべし○なし能宣なし
といへるをもむかしかとや思ふらんしかのやまとものいふへかりけん、右車の
かもといふハ車ニ用る時ハ羚羊皮の毛を称をいふなり

滋野井公麗卿説 一 漆塗の鞍ニ箱硯箱ホの類の蒔絵ニ平文といふ事古書ニ
以銀薄押之則平文也
見えたり是ハ高蒔絵ニ対して云詞也高蒔絵ハ絵をたかく

かき上げたる也平文ハ高くせずして蒔絵のごとく平(タイラ)に絵を書たる蒔絵の事を云也

一 何の調度(デウド)(道具の事)にても黒ぬりにして文(モン)(まき絵のるい)を書(カイ)ざるハ凶事の時に用る也へいぢやうしきえ服者(ブクシヤ)の調度ハ黒漆無文(コクシツムモン)也 服者とハ父母兄弟親類の死したる時討ぢしみの有人の着る衣服也 文とハもやうの事也 黒ぬりにても文をえんでつきたる家の定紋なとつきたるハ無紋ハいむ也ハいむ事なし 太刀なども服者のもちハ黒ぬり無文也 さやもつかもみな合具もありあるへし あびとうの無文の太刀といふハ此事也草も無文の革を用ゆ

一 調度に家の定紋(ジヤウモン)付たる事古代ハなし 近世の事也古代ハ花鳥か草などにても書たる定紋と云物ハ軍中の目じるしまたむかしハ旗幕(ハタマク)なとにはつけたるが後にハ素襖衣服諸の調度にも付る事に成たる也 調度に家の紋付るハ古代なし又風雅(フウガ)なるを好み平治の頃より付始たると見えたり

一 散物(チラシモノ)ハ車諸(モロモロ)の器物(キブツ)につけたる金物を散物と云事古書に見えたり桃花蘂葉(一条兼良公の記)の車の篇廂(ヒサシ)車の条に散物とハメッキヲ(滅金)サシタル金物ヲ云也ト見えたり(メッキヲサシタルトハ銅ニ金ヲヤキ付タル也)

一 柄長瓢(エナガヒサゴ)(ヒサゴ俗ニヒシヤクト云檜杓ノ字ヲ用也水ヲ汲ム器也) 鎌倉年中行事に公方様御発向之事 中略 二番目ノ御力者柄長杓(ヒサコ)ヲ持 中略 長刀ハ左柄長瓢右也 杓(ヒサコ)ノ柄ハヒルマキヲシテ柄口(ツカクチ)ノ金物ニトチガ子ヲ打越後布一幅ニテ包ミ柄ヲ巻クベシ其中ヲ長サ一尺二寸黒草ニテ結切テサゲベシ是ハ夏ナド路次ニテ水ヲ飲ン時ニ水ヲ通(トホ)サンガ為也

越後布ハ今ノ越後ちゞみ也水ヲ通サン為ニ此布ヲ用也水ヲ通ストハ水ヲコス也塵ヲ去ル為也奥州後三年合戦ノ絵ニ義家朝臣凱陣ニ馬ノクチニ副テカ者ガ首丁頭巾ヲ着テ柄長ヒサコヲ持タル躰ヲエガケリ

柄長ヒサコ

一 柄長杓に手巾を付る事 薩戒記應永卅二年九月十日ノ条今日上皇御幸東山泉涌寺第中略次下北面六人着布衣一人持御杓在御右方杓黒漆蒔絵菊八重有金物付御手巾ヲ巻付柄懸肩持也一人御斂在御左方ニ云々 柄長柄にハ手巾を柄に結付る事又永禄九年合戦の絵にも柄長杓に手巾を付し絆を画のきくゝり湯花の如し

一 京極宮諸大夫尾崎大和守説云昔遠所行幸ノ時杓ヲ持サレ候事有之年中行事絵巻物ニモ杓ニ手巾付る絆見エタリ是ハ畢竟湯手水ニ用ラレシ物也

一 蛭巻ハ長刀の柄鞭などの形を籐を以て巻也蛭と云虫の巻付るなたらへて云之又て巻つけるも蛭巻也蛭ハ細き虫なる故細く巻を蛭巻と云根の蛭巻と云ハ鉏の輪を入てあ之又筏まきもあまきも多く

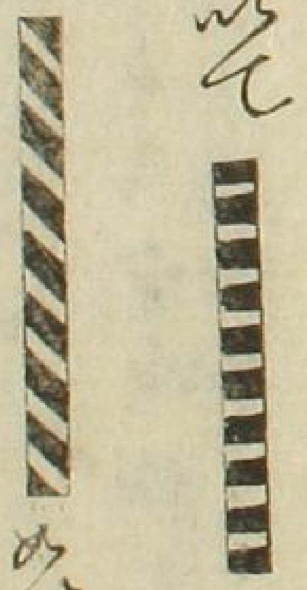

まくもあるを交へるも是ハ樺を巻と云也 是ハすぢひハまきの事 横笛(ヨコブエ)
篳篥(ヒチリキ)などにあり樺(カバ)を巻といふ事ハ茶杓に記せし 樺桜の皮を巻くハあまた

一 器物(キブツ)の飾(カザリ)に眼象(ゲンシヤウ)と云物あり三方四方の衝重(ツイカサネ) 如此の穴を眼象と云 穴三方にあるを三方と云 四方に穴あるを四方と云 其外何にても穴を飾にあけるハ眼象也いの目なども眼象也

一 器(ウツハ)の飾に牙像(ゲシヤウ)と云物あり机(ツクヱ)などの脚(アシ) 如此牙(キバ)の如くなる也へ牙像(ゲシヤウ)と云脚(アシ)に限らず何にもあるべし 周礼ノ考工記礼記等ニ牙象ノ事アリ

一 器物の飾に青瑣(セイサ)と云物あり車の腰御倚子(ゴイシ)経机(キヤウツクヱ)木の類にあり 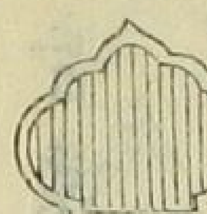 色青シ キサミ三角之 フチ高ク丸シ 如此彫(エリ)て中を緑青(ロクセウ)にて塗(ヌル)之古禁中に青瑣門あり門の扉(トビラ)に此物ありし故なるへし唐の天子にも青瑣門ありて

し也 博雅 瑣ハ連也 前漢書元后伝ノ注ニ如淳曰門楣格再重如ニ人衣領ノ再重裏者青名曰青瑣天子ノ門制也 師古曰青瑣者刻ニ為連瑣ノ文ヲ而以青ヲ塗ル之也 ○ 韻會云凡物刻鏤罥結交加メ為ニ連瑣ノ文ヲ者皆曰瑣ト非ニ特門鏤ノミニ 貞文按 唐ノ青瑣ハ中ノ刻ミノ文 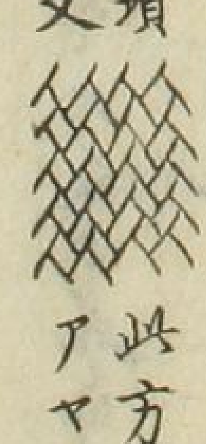 此方ニ云フアヤスギアジロナドノ形ト見ユ

一 このくれぐの事 三好亭御成記云御茶湯有て水さしおこしおき 按之 おき置トハ則おき枝ノ事ニテ タナニ紙ナドヲオク所 重シニ置エヘ□ヲナキ置トシルセシナリ
火むしこのくれぐ御たなおき置也とあるハ又東山殿御飾記云かくれが茶碗の類ハこのくれぐとええるかくれがと云ハふきごくへすて則をおきはする事なり又或説にハ火すかくるごとくのものをかくれる呉云とありされども東山殿御飾記に茶碗(ヤキモノ)ノ也の物をかくれが

とかくする考れハやさおきをかくれがと云なるべし。ちいさきごとくを
かくれがと云より大なるかくるごとくをもかくれがと云なるべし　或某人の
徒ま葉ありて小きゴトクのやさおきをカクレガのと云堂上ニて
かね[illegible]をすえたまう間をカクレガの事と云　其カクレガの間ニてかね[illegible]をあ
たゝめ給ふゴトクをうつしたる物也　ぬさおきのことをカクレガと
ぬさおきと云と云　堂上方ニかくれがの間と云事なしと　何故カクレ
がと名付けしや
いまだ詳ならず

一 かき板元服の時用る品ニて柳の板を以てこしらゆる物也　柳
の板をかき板と云ハ昔板の上ニて髪先をのせてかき切故かき切
板と云を略してかき板と云なるべし　かきハ詞也

一 やさの物ハ貞順記ニ記ニぬさの物ニ諸などにてひつて横ニ
置扇ハ十文字ニたてゝ置べしとあるやさの物とハ廣蓋の事也

一 文箱（フミバコ）古へハ梨子地（ナシヂ）ニして一面ニ蒔絵をしたる物ハ公方様用ひ
られし也　私ニハ惣黒ぬりニしてやさの上ニ草木のもやうなど
一本まき絵にしたる也　常照愚草（伊勢守貞陸作）云　文箱の事なし
ちひさきまき絵などのをバ可有斟酌　まき絵も草木一本などハ
苦とからず　文箱の名　文明大永頃の書ニ見えたり　其よりも
ありし物なるべけれども　文明大永比よりおのおの世ニハ未見当

一 わたしぎとハわたしがねの事也　渡器（ワタシギ）と書なるべし　りんぞう
わた器（キ）と云意ニてわたしぎと云ときといへばとておまれ
こしらへたる物ニてハなし　永享行幸記ニ渉わたしき白と
なり見聞ニてこしらへたるわたしがね様なり　又云わたしと云も云嫁入の時こしらゆるあり

一 この家色の事　室町殿行幸記云　常ぬ所の御具足金の色ニ御

庭訓往来云此外
歩銚子金ゝ提
等云々
婚入記云ハンゾウ
トヒサゲノ事也云々
俗ニ小キタラヒヲハン
ゾウト云ハアヤマリ
ナリ

歯くろめの箱并提(ヒサゲ)一對以ゝ象色一對云々此ゝ象色と云ハ則もく
ろを入るてうづのまあるべし象いろハゝ称いれの拾語(テンゴ)すてゝ称
いれと云をかなかろと云也五音相通也 ナニヌ子ノ ラリルレロ でうづとハ
ちょうづを入る物の称まて小く作りみゝだらひのやうにしたる物ハ
てみゝだらひ則金杯(キンツキ)の事也ゝ称いろ一對とハ一ツハゝねを入る一ツハ
かしを入る也又提(ヒサゲ)とハちんざうの事まて小くひさげのやうなる物也作
まるる物也提ハまろを入てちゃうづへうつす 提一對大ト小トアルハ カチト水ト二ツ也

一 いのづれの事繪然る事外色ゝ記云以火許又いろづる事と云
さし炭をつぐとあるいゝばしと云ハ今世の火取の事を云也火
取ハかゝるかねまて拵つるを付る物くつるある物といふつると云
云也近る可尋知也火取の図左に記すなり

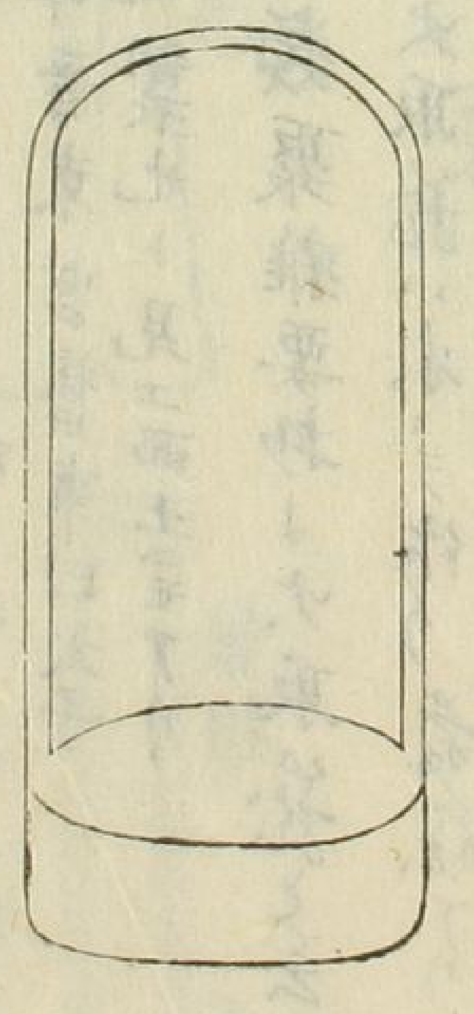

火取ハ木ニテ作リ
漆ぬりマキエアルへ
シフタモ木ニテ作
リアミノ如クス
カシタル也キ、香
炉トハ別也

一 火取かゝるの事 飯尾宗祇書札法成記云法火取白ぞ銀まて
作りたる火取かゝる也これハにほひをしむる物也或ハ銀ニて物又
ハ髪などにしめてある時香をしむる用也この火取香炉ニ
香などたきて人前へ出さぬ事と婚入條に見えたり

一 おきゝさとハ灰をかく物也形今世の女髪の具まて逢とと云物
まに似たり鐵(テツ)まてこしらへ柄を蒔まて見るべし法壽庵日記

清少納言此道具此道文の内ふせごかきなへたり　一説オキカキハ火カキニテ 倍ニ云ジウノヘユ

一　ふせごと云ハふせてこの暗きまて竹にて籠カゴを作り紙にて張　トナリト云フ京都ニテハ オキカキトスナリ
而しに穴をあけたる物也火跡の上へ衣の籠を懸カケて衣服の
ぬくめりをとる物也清少納言日記にふせごとへたり拾遺負外
巻上廿首の内定家卿の歌へうちとけぬふせごのなかの埋火ウヅミビ
ゐ春の心ゆかすかなるらん　歌ノ心ヤトハフセコノ香ヲ焼其句ノカウバシキヲ梅ノ花ノ匂ニタトヘテヨメル
十リ　車物紀源舟車帷幄部晋東宮舊事曰太子
納妃有衣薫籠當是秦漢之製也ト見ユ西土ニモアリ

古今六帖火取　ふたき物の籠のそ畑かをぬとも我ひとりをハまらまへしやそ

一　ふせごの事又書て左に記す類聚雑要抄に火取籠と云物有
此火取籠をふせごといへる　火取籠ハ木ニテ作り蒔絵アリフタモ上ニハ中にカ子ヲシンニ入テアミヲ作りカ

ケタル物ト見エ火取香炉ノ本式ナル歟
火取籠ハカゴヲフセタル如キ故ニフセゴト云歟

火取籠

口弘二寸
高九寸五分
八葉入角
口弘六寸七分
糸金　銀廿六両一分
如上下定
單功百廿足
糸金方
組料

薫衣香薪料　火取母

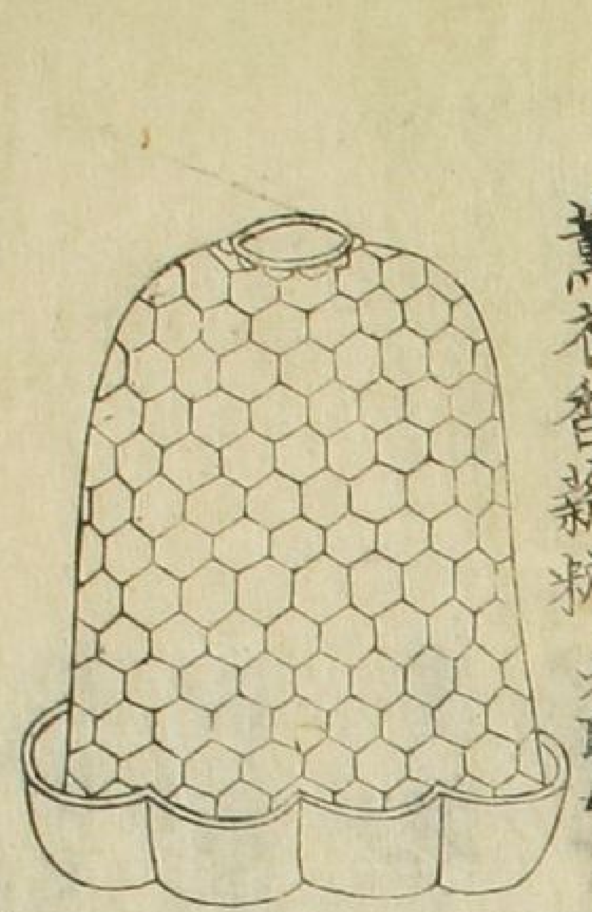

八葉入角
口白錫用途四両
深三寸
蒔繪金五両三分
漆三合四勺
口徑七寸三分
螺鈿料二百六十四足
内掘料十足
内堺料十三足

差箸形
差匙様

薫爐

深一寸五分
足高五分
口經五寸三分
銀細工卅五足
鉢廿足
足十足

箸形

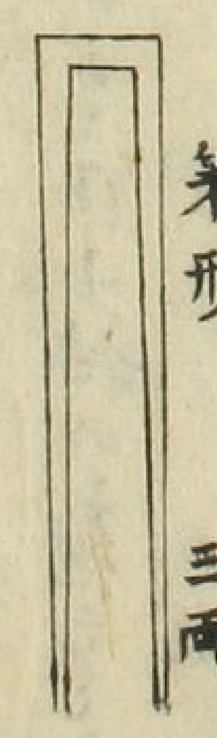

三両

匙形

三両

單功箸匙料三足

めのとハ乳母也云々
後撰の言の葉にも
手箱より出でし物
はさみし物も
あと云々より出づ
る二品ある也
めのとの箱子有
るける八服之事
べし下文にあり
手箱の如くしる
よしか事あり

一 火桶の事 岷江入楚注云 火桶ハ火取の大なる物也と云々 火桶ハ
内を銅にて張り外を桐の木をくりて家とし
或ハ木地又ハ箔にてだみさまざまの絵を書たる物也

一 寄懸といふハ 貞丈日記云 寄懸ハこしかけの事也 婿入の時に云也
かはりなき寸法さまざまの物ありて出すべし わきあけは おなじことなる
[illegible]ある物の羽がきを入て上ハ綾にてはる也と云々 ひしきを包みた
るもの
なりとも云々 手箱のごとくして [illegible]の上にこしかけり
[illegible]の羽を入て上を綾にてはるひもを結ぶなり [illegible]
時用る手道具 又婿入嫁迎の事云 [illegible] 小袖の袖云々 肩
を入るなり
高さハ副也 又女房賑(シン)条々云 小笠原流 古書 より わきハ中にてとぢて 蓋(コメ)
て上ハ莚(ムシロ)也むしろハ縁(ヘリ)をさして女房の [illegible] [illegible] なる

八寸五分斗人の世にまれなりと云々 旧記にもわきハ枕なくして
ありよりこしかけと枕と二つの事を云也

一 こしかけの事は 貞丈ハ道具記云 はこしかけかかる事と云々 又は貞丈
日記云 はこしかけとて 女房賑條と云 こしかけ高さ廿七八寸
計にする也 四角にする物也 高さ木の如し 蓋の付はこしをいく
女房こしかける物也

一 造紙(サウシバコ)箱 或草子箱 料紙(レウシバコ)箱此事 古ハ料紙箱ハ草子箱などと云
し物也 後ニハ料紙箱とハ云也 明月記云 寛喜二年正月十五日 中君
手箱二合置之云々 御草子箱入白物具蒔絵御硯箱置之云々 めしの
とのさうしなどの 候をたたもおかれ二重めのこまなる硯を入れ

ははたまのきらんははげとよりかゝりはさらしの箱などそのひま
かいおけはこゝに見えたり永享九年十月廿一日室町殿行幸記云掌
法印は具足済文はさゝし箱にまき志中に包て入云々
一 硯箱(スヾリバコ)又硯蓋(スヾリブタ)の事古しへは硯箱に物を入て人にも贈(オク)り又物なと入
て人の前へも出しけりとぞ もとより蓋のみにて用るは古のことも
今の世にも硯蓋とて菓子物もそのことの残りなるべし 蜻蛉(セイガ)
日記上巻 今はとて出たる日つくりて見すさまゞくひとくだり
ばかりものなき物など硯箱にもとまりひまに入てとぞ 更級(サラシナ)日記に
云志らんの命婦(ミヤウブ)とてさふらひたる尋ねてかのありたれはめづらし
がりてよろこびて 法花のをおろしたるとて 私ざとあてまきさし

硯のふたに入てかへせりしとて 後拾遺集巻十五雑五 後冷泉院の
御時上東門院に御幸ありけんとしはるをむかでのちのちより
硯の箱のふたに楓の枝入て奉るを移ひたるはにしるに作ることを
よみて奉る 宮内卿 云々 宗字鈔巻一云 和歌会次第 嘉保三年三
月内裏御会和歌度は硯文臺用 出硯筥蓋(フタ)野行幸时用 柳筥(ヤナギバコ)
云々 大鑑巻五云 此花山院は風流者にてありしまし それ云々は硯
箱ともあるのけちちささえ元よりいはず絵りそれ六宮の絶入る事
しは補綴に書かれおりし 此硯の箱見様ふべき所にある蓬萊(ホウライ)山を
長足長なとおもむきしてます世様へりしにぞかゞみの口の以前
あそしつき前様のさまえもれ給し様おくのいとあそこもりけし 云々

一 鏡箱(カヾミハコ)の事 俗に云かゞみの家(イヘ)也 後撰集巻十九離別 遠き国に
はべりける人に旅の具つかはしける鏡箱のうらにかきつけてつかはしける
よみ人 おほくぼののりよし 身をわくることのかたさにますかゞみ
かげばかりをぞ君にそへつる

一 鏡の裏模様(ウラモヤウ)の事 伊勢集云 鏡のうらに つるのかたをゐつけて
まゐりたれば ちとせともなにかいのらん浦にすむたづのうへをぞ
見るべかりけり 源信明集云 鏡のうらにかきてしきしのかたに
かきつく おもかげへ [illegible] ねさめのわかれはさても面のける
のこる人のかたみとん しきとは下絵の 色なるべし

一 混布(コブ)の箱の事 永享室町殿行幸記云 御湯殿の上に色々
置中に混布箱蒔絵とあり 此混布の箱何に用ゐるや
未考 追て可尋

一 金鞭(カナムチ)又ハ鉄鞭の事 走衆故實云 走衆引をさし太刀をはき金鞭を
取りてあまりさげて 糸也 中略 走疲れたる時ハ その土に
つきて休べし カナフチを杖につきて休むなるべし 法興 かなきのかゝる時のことしるされハ
しばしはあゆみぬ程の長さにしつらへ 柄の先に木をさし 御
きも 又金をも入るとぞ云々 長さは人々の目にしばしはあゆみぬ程にて 柄のさきなる木をも角をも又切をも入るとぞ云なり

貞丈雑記巻之八 終

伊勢平藏貞丈著

弘化三丙午年六月發兌

大坂書肆
河内屋藤兵衛
河内屋茂兵衛

江戸書肆
須原屋茂兵衛
岡田屋嘉七
山城屋佐兵衛
須原屋伊八
丁子屋平兵衛